

尾鷲市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要領

(通則)

第1 尾鷲市合併処理浄化槽設置整備事業補助金(以下「補助金」という。)の交付については、尾鷲市補助金等交付規則(平成14年尾鷲市規則第20号)及び環境課関係補助金交付要綱(平成14年尾鷲市告示第57号)に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(目的)

第2 この要領は、し尿及び雑排水(工場排水、雨水その他の特殊な排水を除く。以下同じ)を併せて処理する合併処理浄化槽の設置を整備促進することにより生活排水による公共用水域の水質汚濁の防止を図り、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与する事を目的とする。

(用語の定義)

第3 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法(昭和58年法律第43号)第2条第1号に規定する浄化槽で、同法第4条第1項の規定による構造基準を有するものをいう。
- (2) 合併処理浄化槽 し尿及び雑排水を併せて処理する浄化槽であって、生物化学的酸素要求量(以下「BOD」という。)除去率90%以上であって放流水のBODが20mg/L(日間平均値)以下の機能を有するとともに、平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知に定める「合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針」が適用される合併処理浄化槽にあつては、同指針に適合するものであること
- (3) 専用住宅等 主に居住の用に供する建物又は延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供するための建物をいう。

(補助金の交付対象者)

第4 市は、尾鷲市の区域内において、専用住宅等に処理対象人員10人以下の合併処理浄化槽を設置しようとする者に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の1に該当する者に対しては、補助金を交付しない。

- (1) 浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出の審査又は建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項に基づく確認を受けずに、合併処理浄化槽を設置する者
- (2) 住宅等を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない者
- (3) 販売又は転売の目的で合併処理浄化槽付建築物を建築(改築を含む。以下同じ)する者。(以下「建築者」という。)ただし、建築者が合併処理浄化槽付住宅等の設置を市長と協議し、補助対象とする旨の回答があった住宅等を購入した者は、補助金交付の対象者となることができる。
- (4) 法人名義や団体名義の建物
- (5) 汚水処理未普及解消につながらない合併処理浄化槽の設置及び更新をする者

(補助金の額)

第5 補助金の額は、浄化槽の設置に要する費用に相当する額とし、次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める額を限度とする。

(1) 新たに設置する場合

5	人槽	168,000円
6~7	人槽	207,000円
8~10	人槽	276,000円

(2) 転換により設置する場合

5	人槽	332,000円
6~7	人槽	414,000円
8~10	人槽	548,000円
	撤去費	90,000円

(単独処理浄化槽及び汲み取り便槽)

配管費 150,000円
(単独処理浄化槽及び汲み取り便槽)

(補助金の交付申請)

第6 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助金交付申請書(第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 浄化槽調書の写し又は審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し
 - (2) 浄化槽調書及び浄化槽届出書添付書類一式
 - (3) 設置場所の位置図及び配置図
 - (4) 住宅等を借りている者は、賃貸人の承諾書
 - (5) 「合併処理浄化槽設置整備事業に係る合併処理浄化槽登録要領」(平成4年12月1日施行、全国合併処理浄化槽普及促進市町村協議会)に基づく登録証の写し及び登録浄化槽管理票(C票)
 - (6) 誓約書
 - (7) 浄化槽施工業者の瑕疵担保に関する覚書の写し
 - (8) 収支予算書の詳細が確認できる見積書の等写し
 - (9) 委任状(補助金に係る手続を本人以外が行う場合に限る。)
 - (10) その他、市長が必要と認める書類
- 2 販売又は転売目的の補助対象合併処理浄化槽付住宅等を補助金交付の対象としようとする場合、建築者は、あらかじめ補助対象事前協議書(第2号様式)に必要な書類を添え、市長に提出し協議しなければならない。
- 3 前項の規定による協議書が提出された場合は、市長は、補助金交付の可否を決定し、補助対象事前協議回答書(第3号様式)により建築者に通知するものとする。
- 4 前項により建築された補助対象浄化槽付住宅等を建築者から購入した者は、速やかに第1項の申請書に購入者と建築者の関係を明らかにする売買契約書の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定等)

第7 市長は、第6の規定による補助金交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかにその決定内容及びこれに付した条件を記載した補助金交付決定通知書(第4号様式)により、補助金の不交付を決定したときは、補助金不交付決定通知書(第5号様式)により当該申請者に通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第8 市長は、補助金の交付を決定する場合において、次の各号に掲げる事項につき条件を付するものとする。

- (1) 補助金を補助事業以外の用途に使用してはならないこと
- (2) 補助事業内容を変更しようとするとき、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、市長の承認を受けるべきこと
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに書面により市長に報告してその指示を受けるべきこと
- (4) 補助事業の遂行状況に関し市長の要求があったときは、直ちに書面により市長に報告しなければならないこと
- (5) 精算の結果、補助事業に余剰のある時は、その全部又は一部を返還するべきこと
- (6) 補助金の決定の内容その他法令等又はこれに基づく市長の処分に違反したときは、その全部又は一部の返還を命ずること
- (7) その他市長が必要と認める条件

(申請の取り下げ)

第9 申請者は、第7第2項の規定による補助金の交付決定通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、補助金の交付申請を取り下げることができる。

2 前項の規定により申請の取り下げをしようとする者は、第4第2項の規定による補助金の交付決定通知のあった日から10日以内に、補助金交付申請取下届出書(第6号様式)を市長に提出しなければならない。

(申請事項の変更)

第10 第7第2項の規定により補助金の交付決定通知を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、申請内容を変更しようとするとき、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、補助金変更承認・変更交付申請書(第7号様式)に必要な応じ変更を証する書類を添付し市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による補助金変更承認・変更交付申請書を受理したときは、その内容を審査したうえ、変更承認については補助金変更承認通知書(第8号様式)により、変更交付については補助金変更交付決定通知書(第9号様式)により必要な応じて所要の条件又は理由を付して当該申請者に通知するものとする。

(実績報告書)

第11 補助対象者は、補助金に係る事業完了後30日以内(第10第2号の規定により、事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理した日から30日以内)又は当該年度の末日のいずれか早い日までに実績報告書(第10号様式)に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出(原則持参)しなければならない。

(1) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し(原本提示)。ただし、補助対象者自身が当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合は自ら実施可能なことを証明する書類

(2) 浄化槽法第7条及び第11条に基づく浄化槽法定検査依頼書等の写し

(3) 浄化槽設置工事の状況を示す写真(新設工事はアからオまで、単独処理浄化槽及び汲み取り便槽からの転換工事はアからクまで)

ア 浄化槽設備士が実地に監督していることを証する写真

イ 基礎工事の状況を示す写真

ウ 据え付け工事の状況を示す写真

エ 上部スラブコンクリートを示す写真

オ 設置工事完了後の写真(全体図)

カ 配管の状況を示す写真

キ 工事着工前の便槽等の設置状況を示す写真

ク 単独処理浄化槽及び汲み取り便槽が撤去されたことを示す写真(撤去費請求時)

(4) 請求書、領収書又は、その他支払いがわかるものの写し

(5) 浄化槽設備士によるチェックリスト

(6) 単独処理浄化槽の撤去費の助成を受けようとする場合は、産業廃棄物管理票(マニフェスト)E票写し(運搬から最終処理までの廃棄物としての処理について、確実に確認できること)

(補助金の額の確定)

第12 市長は、第11の規定による補助事業実績報告書を受理したときは、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書(第11号様式)により補助対象者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第13 補助金は、第12の規定により補助金の交付すべき補助金の額を確定した後に交付するものとする。

2 補助対象者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（第12号様式）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取り消し）

第14 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により補助金を受けたとき
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき

（補助金の返還）

第15 市長は、補助金の交付を取り消した場合、当該取り消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、平成26年6月26日から施行し、平成26年度の補助金から適用する。

（遡及措置）

2 平成26年4月1日から平成26年6月26日までの間に、尾鷲市合併処理浄化槽設置整備事業補助金の額が確定した者は、この要領の遡及適用により、撤去費及び配管費に係る補助金を申請することができる。ただし、この申請の場合における第6の補助金の交付申請については（1）から（6）まで及び（8）の添付書類を省略することができる。また、第11の実績報告書については、（1）、（2）及び（5）の添付書類を省略することができる。

（読替規定）

3 前項の規定による申請を行う場合は、第11の実績報告書において事業完了後30日以内とあるものは、事業完了後120日以内と読み替えるものとする。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和3年5月19日から適用する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から適用する。